

「安曇野市子どもの権利に関する条例」(案)に対するパブリックコメントの実施結果

1 実施期間: 令和7年6月12日(木)から令和7年7月11日(金)まで

2 意見提出者数及び意見件数: 4名(16件)

該当箇所	ご意見等	議会の回答
前文 2段落目	<p>……ふるさと安曇野に愛着と誇りを持ち、自分らしい人生を築けること、社会の主体者であることを実感しながら育つことを心から願います。</p> <p>※下線部修正(案) 「人生と社会の主体者」の意味が分かりにくいいため。これは、あくまで案なので議員の皆様のお考えを分かりやすく記載してください。</p>	<p>ご指摘いただいた「人生と社会の主体者」という表現については、意味がわかりにくいとのご意見を踏まえ、ご提案の趣旨を尊重し、より分かりやすい表現に修正することいたします。</p> <p>修正案としては、「私たちは、一人一人かけがえのない存在である子どもたちが、安曇野の豊かな自然環境、地域のつながり、そして先人から受け継がれた文化や芸術に触れ、ふるさと安曇野に愛着と誇りを持ち、自分らしい人生を築き、自ら行動する主体者として地域や社会に関わり育つことを心から願います。」にします。</p>
前文 3段落目	<p>子どもは、本来自ら成長していく力を持っています。私たちは、その力を信じ、子どもとその未来を支え、「子どもの権利」が大人にも子どもにも広く認知され、定着し、<u>当たり前</u>のこととして守られる社会を実現するために、この条例を制定します。</p> <p>※下線部修正(案) この条例を作ることこんな社会が実現できたらいいな、これは、あくまで案なので議員の皆様がこの条例で目指している社会について分かりやすく記載してください。</p>	<p>ご提案の「子どもの権利が大人にも子どもにも広く認知され、定着し、当たり前になる社会を目指す」という趣旨は、本条例の目的と完全に一致するものと受け止めています。</p> <p>前文3段落目の「この条例を制定します」という表現には、この条例を通じて、子どもが本来自ら持つ成長する力を大切にしながら、子どもの権利が当たり前になる社会を実現したいという願いを込めており、すでにご意見の趣旨を含んでいます。そのため原文のままいたします。</p>
第3条(4)	<p>(4)…自らの意思を自由に表明することができ、…</p> <p>※下線部追加 自由に(意見を言ったことで不当な扱いを受けずに)表明できることが重要だと思います。第6条(4)の自由にもつながります。</p>	<p>第3条(4)の「自らの意思を表明することができる」という表現について、ご指摘のとおり、子どもが自由に意見を述べ、不当な扱いを受けることなく安心して表明できることは非常に重要であり、第6条(4)の趣旨とも合致しています。この趣旨をより明確にするため、「自らの意思を自由に表明することができ」と修正する方向で調整を進めます。</p>
第4条	<p>第4条は削除し、政策提言だけに記載することがよいと考えます。このことは、元々教育部が要望していたことです。</p> <p>条例は、理念中心型条例と施策列挙型条例がありますが、理念条例でいくというのですから、中途半端にここだけ施策を入れこむことは首尾一貫していません。教育部はすでに子どもの権利の日を設けることに早い段階から合意しているのですから、ここにわざわざ入れ込む必要はないと考えます。委員長たちのこだわりがあるのでしょうか、アピール材料として入れることは得策ではないと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、本条例は理念条例として位置づけており、基本的には理念を示すことを主眼としています。その上で、第4条「子どもの権利の日」については、子どもの権利の基本理念を市民全体に広く周知し、関心と理解を深める象徴的な取組として、理念の実現を後押しする役割を担うものと考えています。</p> <p>また、教育部がこれまでの議論の中で設置に賛同している点を踏まえ、政策提言のみならず条例本体に位置付けることで、市としての継続的な取組の意義を明確化する狙いがあります。そのため、第4条を条例に規定する考えとしています。</p>
第5条	<p>……他者の権利を尊重します。</p> <p>※下線部修正 努めるものとする では 権利を保障したことにはならないと思います。</p>	<p>この条文における「努めるものとする」という表現は、子どもに対して義務や責任を一方的に課すのではなく、発達段階や個々の状況に応じて、徐々に社会的な役割や配慮を学んでいくことを促す趣旨です。したがって、本条例における「子どもの権利の保障」との整合性を保つ表現として、「努めるものとする」は適切であると考えます。</p> <p>また、子どもに対して過度な道徳的・法的負担を課さないという理念条例としてのバランスも取れていると考えます。</p>

該当箇所	ご意見等	議会の回答
第6条(3)	<p>(3) 子どもの権利について、子ども、市民に…理解を深めること。 ※下線部追加 市民に子どもが含まれていますが、特に子どもへの周知を進めるために追加したらいかがでしょうか。(約8割が知らないというアンケート結果)</p>	<p>第2条では、「子ども」と「市民」をそれぞれ次のように定義しています。 (1)子ども:市内に在住、通学、勤務又は活動する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者 (2)市民:市内に在住、通学、勤務又は活動するもの及び市内に事業所又は事務所を置く法人その他団体 この定義に基づけば、「子ども」もまた、「市民」に該当する在住・通学・活動している存在として、その範疇に含まれていると解釈できます。つまり、「子ども」は独自に権利の主体として定義されつつも、「市民」の一員でもある、という構造です。その中で、条例において「子ども」と「市民」を明確に分けて記述しているのは、子ども特有の立場や権利に光を当てる必要があるためであり、子どもを市民から除外する意図ではありません。したがって、「市民」には子どもも含まれるということが条例の基本的な考え方で、原文のままといえます。</p>
第6条(4)	<p>(4) 子どもが主体的に意見を形成し、自由に意見を述べ…支援します。 ※下線部修正 意見形成は意見表明の土台です。確実に意見形成の支援をしていただけよう追加(明文化)をお願いします。ひとりで考えても意見形成できない子どももいると思われ(漠然と思っているが言語化できない等)。子どもによっては伴走型の意見形成支援(例:言語化するお手伝い)が必須です。</p>	<p>条文の「主体的に考え、自由に意見を述べられるよう支援をすること」という表現は、子どもが自らの考えを深め(意見形成)、それを自由に述べる(意見表明)というプロセスを包含し、支援の内容としても、伴走型の支援を含む幅広い支援を想定しています。したがって、現行の条文で、意見形成を含む支援が明示されているものと考えられますので、原文のままといえます。</p>
第6条(5)	<p>子どもの権利に関する条例(理念条例)が制定されても、それをベースに実行力のある条例やルール作りがされないと意味がないと思います。この子どもの権利に関する条例をベースに、以下のルールや条例が強化されること、具体的な取り組みが実施されることを期待して意見させていただきます。</p> <p>現在、安曇野市の受動喫煙防止条例の禁煙エリアには「公園」が含まれていません。市内の一部の公園では禁煙の看板が建てられていますが、例えばかじかの里公園では、喫煙者がいても公園の管理人が歩きタバコ以外は禁煙でないことを理由に、子ども達が喫煙者のすぐそばにある遊具で遊んでいるのにもかかわらず禁煙を注意できない、という状況に遭遇しました。</p> <p>子どもが安曇野市で健やかに育ち学ぶための環境の充実のため、市内の公園は全面禁煙とする受動喫煙防止条例の改定、もしくは一部公園で実施している看板等の周知徹底を希望いたします。</p> <p>周辺自治体の例を挙げますと、松本市では受動喫煙防止条例で定める「公共の場所」に公園も含まれ、喫煙者は、付近に要配慮者(子ども、妊婦、病人等)がいる場合は喫煙してはならない、とされています。</p>	<p>ご意見のとおり、本条例は理念条例として位置づけられていますが、その理念が具体的な取組やルールづくりにつながることが重要であると認識しています。</p> <p>第6条(5)で「環境の充実や多様な育ちと学びの機会の提供」を掲げているのは、子どもが健やかに成長できるための具体的な環境整備の方向性を市として明確に示すためです。</p> <p>ご指摘のあった受動喫煙防止の課題についても、子どもの健やかな育ちを妨げる要因として重要な視点であり、議会としても今後の議論や提言の中で、必要なルールや仕組みのあり方について引き続き注視し、関係部局と連携しながら改善を働きかけてまいります。</p>

該当箇所	ご意見等	議会の回答
第6条(5)	<p>子どもが小学校に入った途端、男はXX、女はXXと、古いジェンダー価値観でものを言い出したことに衝撃を受けました。例えば、校長先生には男しかねないのだ、など。家庭内で子どもがそういったことを言い出したらすぐに訂正しますが、学校生活において多様な価値観に触れていたらどんなに良いだろうか、と思います。子どもは素直なので、古い価値観を見聞きすればそれを素直に吸収してしまいます。吸収した価値観は常識となり、そのまま成長すればそれが当たり前になってしまいます。そのため、学校教育においてジェンダー教育を積極的に取り入れていくことを希望します。</p> <p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低学年からジェンダー教育を取り入れる。具体的には絵本などを通して女の子だからXX、男の子だからXXという価値観で苦しむ人がいることを知る。 ・議会見学で男女の割合や年齢層の視点から議会を観察してみる。若い世代や女性の代表者が議会に一人もいないとどんなことが起こるか考えてみる。 <p>中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内や県内で活躍、活動している女性リーダー(市議、県議、経営者、会社員、地域活動を行なっている女性等)を定期的に招き、キャリア教育を行う。 <p>すでに安曇野市では中学生を対象にキャリアフェスティバルという素晴らしいイベントを実施していると思うので、その一環として女性リーダーの回を定期的実施していただくと、女子中学生にとってのロールモデルとなり、高校、大学への進路を考える上で大変参考になると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等に関わる歴史と現在も残る課題について議論する時間を設ける。(女性の参政権取得の歴史、婚姻時に同一姓が必須であり慣例的に多くの女性が改姓を強いられている世界で唯一の国で、ジェンダーギャップ指数ランキングが低い国であるという現状、長時間労働が男性の家事育児参加を妨げている実態など) 	<p>子どもが多様な価値観に触れ、性別にとらわれず自分らしく成長できることは、子どもの権利の理念に沿う大切な視点です。</p> <p>第6条(5)に掲げる「多様な育ちと学びの機会の提供」は、ジェンダー平等や多様性理解を含む幅広い学びを支える方向性を示すものです。ご提案のような具体的な学校での学びや体験の充実については、議会としても今後の議論や提言を通じて、関係機関や教育現場と連携しながら推進を働きかけてまいります。</p> <p>いただいた具体的なアイデアは、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
第6条(6)	<p>例えば、小学校の児童会で意見が出た危ない通学路に、歩道のラインマークを施す、ガードレールを設置するなどの要望を市に提出する等、自分たちの困りごとを行政に相談してみる体験を、市民ボランティアでサポートするなどの取り組みはどうでしょうか。(学校の先生にサポートいただくのは負担が大きすぎると考えますので、該当地区のPTAの父母でサポートするなど)</p>	<p>子どもが政策づくりや地域活動に主体的に関わる機会を持つことは、本条例の理念に沿った大切な取組です。</p> <p>第6条(6)では、子どもが政策づくりや地域活動に参加できるよう支援することを規定しており、ご提案のような児童会での意見提出を地域で支える仕組みは、具体的な実践例として非常に有意義だと考えています。議会としても、こうした活動が地域で広がるよう、学校や保護者、地域ボランティアなどと連携した支援のあり方について、今後の議論や提言を通じて働きかけてまいります。</p>
第6条(7)追加	<p>(7) 子どもが子どもの権利に関すること、心配なことなどを安心して話すことができるよう、相談の場を拡充し、それを周知すること。</p> <p>※自分の権利を侵害されていると感じた時に相談できる場所を充実させ、あらかじめ知らせておくなど、権利保障を担保する相談機会の確保をすすめる必要がある。</p>	<p>ご提案の「相談の場の拡充と周知」は、子どもが安心して意見を表明できる環境づくりにとって重要な視点であり、趣旨に共感いたします。そのうえで、第6条(2)では包括的な支援体制の構築が、また(4)では、子どもが自由に意見を述べられるよう支援することが規定されており、相談体制の整備やその周知はこれらの条文に含まれています。また条例と併せて行う政策提言においてもこの点について言及いたします。</p>
第7条(3)追加	<p>(3)子育ては保護者だけで行うものではないことを理解し、社会全体で子どもを見守っていくこと。</p> <p>※子育てが孤育てになると虐待など子どもの権利が侵害されやすくなるため</p>	<p>ご提案の「子育ては保護者だけで行うものではない」という視点は、条例の趣旨と合致する大切な考え方であると受け止めています。一方で、第7条ではすでに、家庭や地域が子どもの成長と学びを支える大切な場であることや、地域社会全体で子どもを支える役割を記述しています。そのため、ご提案の趣旨は現行条文の中で十分に包含されています。</p>
第8条削除	<p>※(1)と(3)は議会本来の機能であり、(2)は第6条(3)にすでに記載されている。一般的に市には議会も含まれると解釈できる。</p>	<p>第8条は、議会の役割を明記することで、子どもの権利保障に議会も主体的に関与する姿勢を明確に示すものです。内容の一部は本来の議会機能に含まれますが、市・市民・子どもと並んで議会も重要な一主体であることを市民に伝える意義があると考えています。</p> <p>また、地方自治における議会の立場を明確にし、条例においてその役割を位置づけることは、政策全体の推進力を高め、住民の信頼につながるものと考えております。そのため、第8条は条例の趣旨に照らしても、意義ある規定として残す方針です。</p>

該当箇所	ご意見等	議会の回答
第8条	<p>第8条は削除し、第6条の市の役割に包含させるのがよいと考えます。(1)の推進されるよう提言等を行うことや(3)の県や国等に要望等を行うことは、元々議会の役割としてあることであり、この条例にわざわざ書き込む必要はないと考えます。</p> <p>教育部の方から、すでにあることややっていることをわざわざ書くことは、必要ないしやめてほしいという要望により、前にあった条文を何条も何条も削ってきた経緯と同様に考えてほしいです。</p> <p>また、(2)の啓発に取り組むことは、それぞれの議員が取り組むことや活動することは容易に想定できますが、議会として取り組むということは、行政のような予算に基づいて執行する権限のない議会がすることとしてイメージすることはむずかしいです。議会として本当に責任を持って継続的に取り組んでいけるとは思えません。委員長も委員も変わっていく中で、議会として責任を持ってやれないことは書き込むべきではないと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、議会が市の施策に提言を行ったり、必要に応じて県や国に要望を行ったりすることは、もともと議会の役割として位置づけられています。しかし、本条例では、二代表制のもとで議会が行政と並ぶ独立した意思決定機関として、市民の代表としての立場から、子どもの権利の保障について主体的に関わる姿勢をあらためて明文化することに意義があると考えています。</p> <p>また、啓発についても、行政とは異なる議会という立場だからこそ、市民に対する働きかけや意識づけを継続して行う役割を明確にするものです。したがって、第8条は、議会が行政とは別の組織として果たすべき役割を示すものであり、第6条に包含せず、独立した規定として残す方針です。</p>
第10条追加	<p>第10条 市は、この条例の施行の日から〇年を超えない期間ごとに、評価と検証を踏まえ、見直し等必要な措置を講じます。</p> <p>※社会情勢が変化する中で、この条例が子どもの権利を保障するための条例として相応しいかどうかを確認する必要があることから、条例の施行後も定期的に、条例そのものについて、見直し等の必要な措置を講じることを規定する必要があると思われる。</p>	<p>ご指摘のとおり、社会の変化に対応し、条例が常に子どもの権利を保障する内容であるかを見直すことは重要な視点です。ただし、条例の検証や見直しは、条文に明記されていなくても行政の責務として継続的に行われるものであり、必ずしも条例に具体的な規定を設ける必要はないと考えています。本条例は理念条例として恒久的な理念を定めるものですが、必要に応じた見直しは当然に検討すべきであり、議会としても運用状況や市民の意見を踏まえながら、適切な時期や方法について引き続き注視し、必要に応じて提言を行ってまいります。</p>
全体	<p>この条例案に全面的に賛成。</p> <p>ただし、現在、市議会が国に対して要望を検討している選択的夫婦別姓と子どもの権利、幸福は矛盾しており、この条例を制定するならば選択的夫婦別姓の要望案は否決すべきである。</p> <p>大手新聞社が行った小中学生を対象とした調査によると半数が片親との別姓について「いやだ」との調査結果が出た。しかも、夫婦に選択権があっても子どもに選択権はない。夫婦別姓を選択した場合、片親との別姓は強制である。</p> <p>心神成長期、自我形成期の子どもにとって片親と姓(名字)が異なることは心に良い影響を与えることとは思えない。</p> <p>この条例制定を進めるならば、相容れない選択的夫婦別姓については明確に反対すべきだ。さもなければ外面(そとづら)だけ体裁を取り繕った実効性を伴わない形だけの条例となってしまう。</p>	<p>本条例案の主眼は、子どもの人権、意見表明、福祉、学び、成長環境の保障にあり、特定の家族の形や制度を推進・否定するものではありません。本条例の第3条(基本理念)にある「子どもにとって最善の利益を優先する」という考え方は、すべての子どもに共通する原則であり、家庭の姓のあり方や親の選択によって左右されるものではありません。</p> <p>一方で、子どもが感じる不安や葛藤についてのご指摘も大切な視点と受け止めております。たとえば、家族のあり方や氏の違いに伴う心理的影響について、子ども自身が意見を表明できる環境を整えることや、その声に耳を傾ける姿勢こそが、条例の趣旨にも通じるものです。</p>